

救急出動の遅延に係る救急活動報告書（記録時間）の修正について

令和 6 年 8 月 6 日 消防本部消防管理課

1 事案の概要

本事案は、令和 5 年 7 月 19 日（水）午後 2 時頃に入電のあった救急要請について、A V M（車両動態表示装置）の操作ミスにより出動遅延が生じましたが、この救急要請に係る救急活動報告書を作成するに当たり、事実と異なる活動時間に修正したものです。

2 経過

年月日	内 容
令和 5 年 7 月 19 日	14 時 08 分入電の救急要請に対し、本署に移動配備している西分署の救急車の A V M（車両動態表示装置）の<u>操作を救急隊長が誤ったため、本署に指令放送が流れず、出動遅延が生じた。</u> 当時、本署の救急隊を救急ワークステーションのため、秦野赤十字病院に派遣していたことから、本署の出動地域をカバーするため、西分署の 1 隊を本署に移動配置していた。 しかしながら、A V M 操作が正しく行われなかったことにより、<u>指令放送は救急車が配備されている西分署に 14 時 10 分に流れ、本署には流れなかった。</u> 通常、指令から 1 分で出動するものだが、なかなか出動表示に切り替わらなかったため、不安に思った情報指令課情報指令第一担当課長代理が、14 時 13 分頃、当直責任者である警備第一課長に電話連絡し、この時初めて、救急要請があることが分かった。 警備第一課長は、当時、指令が流れなかったのは、情報指令課の指令ミスと思った（数時間後には A V M の操作ミスと認識）。救急隊が出動要請を知ったのは、情報指令課からの電話連絡があったときであり、そこから早急に準備をし、それほど時間がかからず出動していたことから、情

	報指令課に<u>時間の修正</u>を依頼した。情報指令第一担当課長代理は、警備第一課長の依頼に応じ、時間を修正するとともに情報指令課長に報告した。 なお、救急隊長も時間修正に同調した。
12月26日	議員から上記の救急隊の出動事案について資料要求があった。 資料を整理している中で、出動遅延が確認できなかったため、再度、音声データ等と照合したところ、記録時間の記載誤りが判明したため、事実に基づいた報告書を作成した。（誤りのある報告書は廃棄）
令和6年 1月16日	議員に資料提出
3月5日	予算委員会における質疑（出動遅延の概要について）
3月18日	一般質問における質疑（報告体制について）
6月18日	一般質問における質疑（該当職員への対応について）

3 報告書における時間修正の経過

	入電	指令	出動	現着	車内収容
当初（自動）	14：08	14：11	14：18	（空欄）	（空欄）
修正（1）	14：08	14：11	14：13	14：17	14：36
実際の時間	14：08	14：10	14：18	14：21	14：36
修正（2）	14：08	14：10	14：18	14：21	14：36
議員提出資料	14：08	14：10	14：18	14：21	14：36

*当初（自動）の空欄は、A V M操作がされなかったもの

*修正（1）は、警備第一課長が情報指令課職員に依頼し手動入力したものの（出動、現着、車内収容の時間）

*実際の時間とは、音声データと照合したもの

*修正（2）は、実際の時間に合わせ、事実に基づいた時間に修正するため手動入力したもの

4 原因

- (1) 西分署の救急車が本署に移動配備し、本署勤務の救急隊長が同車に乗車するという通常とは異なる勤務状況がA V Mの操作ミスにつながったものです。
- (2) 時間を修正したことについては、活動時間の記録及び管理に当たっての認識の誤りがあったものです。

5 影響（被害・損失などの状況）

この事案の発生による傷病者本人及び他の救急出動への影響はありません。

6 今後の対応

- (1) A V Mの操作や帰署後の車両動態を全隊員で確認します。（実施中）
- (2) A V M機器に操作の徹底を記した注意喚起テープを貼り付けます。（実施済）
- (3) 情報指令課において、監視カメラによる車両確認の徹底を図ります。（実施中）
- (4) 活動時間の記録及び管理の重要性を職員に周知し、出動遅れ等が発生した場合は、報告書にその旨を記載することとします。（実施中）
- (5) 重要もしくは異例な事案については、事務決裁規程等の内容にかかわらず、必要な情報は直ちに報告するよう、報告体制の再確認を図ります。